

11 障害者自立支援法における適切な報酬体系の確立について (厚生労働省)

平成 18 年 4 月から施行された障害者自立支援法においては、報酬の日払化や障害程度区分に応じた単価の設定等、報酬体系の見直しが実施されましたが、施設や事業者においては大幅な減収となり、サービス提供そのものが困難であるとの声も出ています。

法の施行により、今後、障害者の自立や就労支援を積極的に進めていくこととされている中で、このままでは、必要なサービス基盤の確保が困難であると考えられます。

このため、安定的な事業運営やサービス提供が可能となるような報酬体系に見直されるよう要望します。

要望事項

- 1 日払化を見直し、安定的なサービス提供が可能となるような方式に見直すこと。
- 2 共同生活介護（ケアホーム）については、事業者の責任により介護を提供することとされているが、重度障害者の受入れに対応できる単価にはなっていないことから、報酬単価を増額すること。

主な要望先：厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）

京都市の担当課：保健福祉局 保健福祉部 障害保健福祉課長 中田泰司 TEL 075-222-4161

< 参考 >

- 1 18 年 4 月から身体・知的施設支援に係る報酬の算定方法は、毎月一定額の報酬が保証される「月払い」方式から、利用実績に応じた報酬を支払う「日払い」方式に改められたところである。

日払い方式への変更に合わせて、利用者の入院や体調不良などによる欠席が発生することを勘案して、一定の利用率を踏まえた報酬単価が設定されているとともに施設の利用率の向上を図るため、定員を超えてサービスを提供することができる等の措置が採られているが、重度の障害者を多く受け入れている施設ほど多くのスタッフが必要であるのに対し、入院や体調不良を原因とした欠席がより多く発生し、より多くの減収が見込まれる等の問題がある。

(参考) 障害者施設の報酬年額の比較

(1) 身体障害者通所施設 (1 人当たり)

(単位 : 千円)

	a 日払化影響前	b 日払化影響後	影響額 (b-a)	利用率
平均的な利用率の施設	1,867	1,580	287	0.85
利用率が低い施設		1,519	348	0.80

(2) 知的障害者通所施設 (1 人当たり)

(単位 : 千円)

	a 日払化影響前	b 日払化影響後	影響額 (b-a)	利用率
平均的な利用率の施設	1,927	1,747	180	0.91
利用率が低い施設		1,550	377	0.82

- 2 これまで、グループホームに入居する重度障害者については、ホームヘルプサービスの利用 (制度としての併給) により介護サービスを受けていたが、18 年 10 月以降は、(重度障害者はケアホームで対応することとなり) ケアホームが自らの報酬の中で介護サービスを提供することとされた。しかし、報酬単価の設定が低く、必要な介護サービスの提供が困難となっている。

(参考) 知的障害者グループホーム (ケアホーム) 入所者一人当たりの報酬年額の比較 (4 人定員)

(単位 : 千円)

	~ 18 年 9 月	ケアホーム へ移行 →	障害程度 平均区分	18 年 10 月 ~	影響額
重度の利用者が多いグループホーム	報酬単価 1,775		(3)	1,420	1,723
	+ホームヘルプ (平均利用) 1,368		(4)	1,791	1,352
	合 計 3,143		(5)	2,422	721

障害程度が高くなれば、介護サービスの必要度が高まるため、実際には、更に影響額は大きい。